

令和7年度

# 住まいの防犯対策物品

の購入費の一部を補助します



購入・設置費の2分の1

1世帯当たり上限

# 2万円

## 補助対象者

申請日に市内に住民登録がある方

※申請は1世帯につき1回のみ

※令和6年度に住まいの防犯対策補助を受けた方は、令和7年度は申請できません。

## 補助対象

令和7年4月1日以降に購入し

現にお住まいになっている市内の住宅に設置した防犯対策物品

例) 防犯カメラ、録画機能付きドアホン、センサーライト、防犯ガラス等



申請方法等の事業詳細は市ホームページで確認を  
検索又は右のコード ▶

船橋市 防犯対策物品 補助

検索



船橋市 市民安全推進課 住まいの防犯対策物品担当

受付時間：平日9：00～17：00 ☎047-401-8589（専用ダイヤル）

## ● 申請方法

オンライン・窓口・郵送

## ● 必要書類

- 申請書（オンラインから申請する場合は不要）  
※窓口・郵送での申請の際には**申請書に押印**が必要になります。  
※申請書は、下記窓口、出張所・連絡所・船橋駅前総合窓口センターで配布しています。  
市HPからもダウンロードして印刷することも可能です。
- 申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる、公的機関が発行したもの（有効期限内のものに限る）  
例：マイナンバーカード、運転免許証  
※マイナンバーカードは裏面を添付しないでください。  
※住所の記載が裏面にある場合は、両面の写しが必要となります。
- 購入日、購入費および防犯対策物品の内容が確認できるもの  
例：領収書、レシート
- 申請者の振込先金融機関名、支店名（支店番号）、口座番号・名義が確認できるもの（申請者名義のものに限る）  
例：通帳、キャッシュカード、Web通帳の印刷物  
※ゆうちょ銀行の場合は、「店番・預金種目・口座番号」（通帳見開記載）が分かるページを添付してください。
- 防犯対策物品を住宅に設置したことがわかるもの  
例：写真、画像データ

## ● 問合せ先・窓口

〒273-0011

船橋市湊町2-10-18

本庁舎分室（県合同庁舎3階）

船橋市 市民安全推進課

住まいの防犯対策物品担当

☎047-401-8589



## 窓口地図

